

続・憲法保障システムとしての選挙制度考

——「護憲」する強い参議院—「日本国」は死出の旅に出たのか——

君 塚 正 臣

はじめに

2012年末の衆議院議員総選挙では、安倍晋三総裁の自由民主党（以下、自民党）が大勝し、政権に復帰した。2013年の参議院議員通常選挙でも自民・公明の与党は非改選と合わせて135議席を確保し、いわゆる「ねじれ国会」¹⁾も解消し、政権は盤石になったように思われる。

改憲派の代表的政治家、岸信介を祖父にもつ安倍は憲法改正を一貫して掲げており、自民党の大勝はこれを一瀉千里に達成するパスポートを与えたかのような印象が強い。自ら改憲の旗を振り、憲法99条の公務員の憲法擁護尊重義務などは目に入らないようである。護憲勢力は衰退し、改憲という点では安倍に立場の近い日本維新の会（以下、維新）が登場したことも、ますますこれが現実のものになったのではないかとの感を強めるでないではない。安倍は、憲法96条改正論を掲げるようになっており、抵抗の多い、9条や1条、21条などの改正を表に出さず、しかし、憲法改正のハードルを下げて、これらを実現する魔法の杖を手にしようとしているかに見える。

筆者は2001年6月に、衆議院の現行の選挙制度下では憲法改正は困難であるとの指摘を行った²⁾。当時から、憲法改正は時間の問題と言われていたが、これは今日まで実現していない。「近い将来に大規模な改正に到達する確率は小さい」³⁾との予言は、当たったと言えよう。

しかし、現在、憲法全面改正すら安倍の視野には入っていよう。ポスト戦後社会、ポスト冷戦期に入り、護憲勢力でもあった「左翼の終わり」⁴⁾は顕著になっていよう。憲法改正に前向きな勢力は野党にも多くある。2001年の予言の賞味期限はそろそろ終わりなのではないかとの観方も十分ありうるように思われる。

果たして、事態は動くのか。まず、前稿が主として衆議院の選挙制度を軸に論じたものであったことから、本稿は参議院の選挙制度を考えることを軸にしたい。次に、憲法改正への動きを強める自民党の変化を検証し、そして野党、特に、一大勢力になった維新などの行動を分析し、次の予測を行うこととしたい。

1 自民党に生じたこと

2000年4月に小淵恵三首相が脳梗塞に倒れたことは、今にして思えばターニングポイントであった。首相の座を引継いだ森喜朗の5月の「神の国」発言あたりから、改憲志向もしくは自民党の右傾化が強まった印象がある。議員の所属派閥で見ても、その保守化は確かである（表1参照）。以前の田中派支配は影を潜め、21世紀に入って、岸信介を原流とし、安倍の所属する町村派が第1派閥の座を揺るがなくなっている。また、中曽根康弘に連なる派閥も勢いを増している。三木武夫も亡く、宮澤喜一も亡く、河野洋平も引退し⁵⁾、何れの後継派閥の保守化も比較的明らかな印象である。「憲法改正

表1 自民党派閥の変遷

源流	1979年10月		2000年		2009年8月		2013年10月	
岸信介	福田赳夫	50	森喜朗	39	町村信孝	62	町村信孝	58
	中川一郎	9						
河野一郎	中曽根康弘	39	山崎拓	19	山崎拓	38	石原伸晃	12
			伊吹文明	36	伊吹文明	20	二階俊博	31
佐藤栄作	田中角栄	48	(自由党・保守党)		二階俊博		13	
			橋本龍太郎	60	津島雄二	45	額賀福志郎	32
池田勇人	大平正芳	50	河野洋平	12	麻生太郎	17	麻生太郎	29
			堀内光雄	45	古賀誠	51	岸田文雄	33
三木武夫	三木武夫	31	高村正彦	12	高村正彦	14	大島理森	9

(数字は所属する衆議院議員の数。網掛けは保守色の強い派閥)

は党是」という右バネを梃子に、三角大福中の派閥全盛時代から比べても、自民党は総じて右傾化していると言えよう。

憲法全面改正を党是とする自民党内であっても、「仮面改憲派」は比較的存在しても、2000年代初頭まではこれに真剣に取り組む勢力は少数であったと言えよう⁶⁾。しかし、最大派閥と共に、この頃から自民党政権の首相の座もまた、麻生太郎を除いて、岸信介の系譜である清和会に偏るようになり、経済重視から政治重視にシフトした⁷⁾。2004年には自民党憲法調査会のプロジェクトチームが「論点整理」を纏めたが、その顕著な復古調と近代立憲主義の否定にも拘らず、さしたる異論もないままこれが総務会で認められた⁸⁾。古屋圭司が96条改正議連を立ち上げ、ここで政治技術、戦術の転換がなされ、高校・大学の後輩に当たる安倍晋三の政権復帰で正面に据えられた感もある⁹⁾。安倍は、2度目の政権運営にあたって、政権の維持のためにはリスクとも思える憲法改正の実現を旗印に掲げながら、好感感に支えられ、比較的高い支持率を約1年維持している。この間、2013年4月28日の「主権回復・国際社会復帰を記念する式典」での「天皇陛下万歳」、7月29日の麻生副総理のいわゆるナチス発言、8月、内閣法制局長官に、集团的自衛権に積極的な外務省の小松一郎を任命したこと、10月、NHK経

営委員会委員に小説家の百田尚樹や哲学者の長谷川三千子など、安倍に近い立場の者を多く含む人事案を提案したこと、11月・12月の特定秘密保護法での強行採決の連発、12月26日の靖国神社参拝、2014年1月22日の第一次世界大戦前の英独関係発言など、安倍政権のイデオロギー志向は加速して止まらない印象である。

しかし、そもそも与党は、イデオロギッシュな「改憲」などを掲げず、浮動票の獲得を目指す方が有利な筈である¹⁰⁾。政党の目的は政権獲得と維持にあり、第二党と投票先を迷っている中間層を取り込むのが、合理的な行動だからである。だが、与党第一党に返り咲いた自民党は、これに反する行動を取っているかのように見える。それは不思議なことに見える。

長く農村部によって支えられてきた自民党であるが、第一次産業の衰退は著しく、支持者も高齢化している。これを打破し、都市部若年層、中間から低所得者層を抱き込む戦略が、森の後に登場した小泉純一郎にはあったと言えよう¹¹⁾。首都近郊の軍港・横須賀¹²⁾で育った小泉は、以前の田中派(当時は橋本派)に代表される¹³⁾ような「自民党をぶっ潰す」と呼び、無党派層からも高い支持を得た。高度経済成長もバブル経済も終われば、配分するパイがなくなり、いわゆる田中派政治は不可能になった¹⁴⁾。「我田引鉄」は絶対的な選挙戦略ではなくなっ

た]¹⁵⁾のである。小泉の直感は、自民党の生き残り戦略として有効に機能する筈であった。興味深いことに、2005年の郵政選挙では、民主党が得票水準を維持しながらも、自民党は20代の投票率が10.6ポイント伸びている¹⁶⁾ほか、前回総選挙よりも、「自治体規模大」に住む「高学歴」の「男性」の「若年・中年層」で、新聞報道や選挙公報、政見放送によく接する層¹⁷⁾を取り込んで勝利したのである。自民党の比例区の得票率も、総じて弱かった南関東で42.4%、東京で40.2%と全国1位と2位の高さであったことも特徴的であった¹⁸⁾。逆に、有権者規模の小さい地域（農村部、過疎地域）では自民党の絶対得票率が低下していた¹⁹⁾。それは、「郵政民営化」のみならず、小泉構造改革路線への大衆的賛意であり²⁰⁾、小泉が旧来の支持層を一部失ってでも、無党派層を取り込むことに成功したということであった²¹⁾。

ところが自民党は、小泉が退くと、改革志向に目覚めた新たな支持者ではなく、旧来からの支持者に向けた政策に戻り、党首が不人気になると交代させることを繰返し、2007年参議院通常選挙と2009年衆議院総選挙で大敗した。自民党は、再び西日本農村部シフトを強めたのである。もともと、55年体制後半は、大都市は多党制、北海道は二大政党制、その他は自民党一党支配という構図の理念なき足し算であったが、この傾向は再び強まっている。森内閣の下で敗北した2000年総選挙では、「都市部・一区・東日本・若年・高学歴・ホワイトカラー・第三次産業・市民（庶民ではない）・消費者・『あそび』志向などをキーワードとするいわゆる無党派層」に忌避されたように見えた²²⁾が、その傾向が復活してしまった。55年体制下の「保守対革新」が、93年体制では「都市対地方」に对立軸が移行していた²³⁾中で、55年体制時代には自民党一党支配が盤石だった地域に、自民党はより依存する傾向を強めたのである。特に、自民党では、ポストが当選回数に依存し易いことも広く知られており、そうなる

表2 2009年衆議院総選挙における自民の地域別小選挙区占拠率(%)

	2009年	(同比例得票率)
北海道	8.3	24.2
東北	20.0	25.8
北関東	23.5	25.8
南関東	10.2	26.0
東京	12.0	25.5
東海	15.2	26.1
北陸信越	30.0	29.5
近畿	10.4	23.2
四国	61.5	32.0
中国	50.0	32.4
九州	34.2	29.2

と、連続して当選し易い地域の選挙区選出議員の主張が有力になることはほぼ必然であった。表2が示すように、自民党が大敗した2009年総選挙²⁴⁾においても、自民党は四国と中国では小選挙区の半数以上を押さえており、九州と北陸信越でもこれに準じる成果を挙げている。2012年総選挙の比例区得票率では、中国が34.5%、北陸信越が31.7%、四国が30.7%、九州が29.9%と高く、低いのは、近畿の23.9%、東京の24.9%、北海道と南関東の26.4%、東海の27.6%、東北の28.6%であることを見れば、通常のパターンに戻っただけであり、総得票数も実は2009年選挙にすら及ばなかった²⁵⁾。勢い、安倍晋三、麻生太郎を典型とする、西日本農村部の小選挙区から継続して選出される議員の発言力が増すことになった。特に、2009年総選挙後は、「小泉路線を捨て去り、旧来の自民党への回帰を推し進めた」「農村部の長老政治家だらけにな」った²⁶⁾。このことは、自民党が、中道にウイングを伸ばす政策を選択するよりも、右派の主張を反映させ易い構造になり易いことを示唆しよう。

衆議院議員選挙に小選挙区比例代表並立制が導入されて²⁷⁾以来、小選挙区から重複立候補するにも、比例代表単独で出馬するにも、党の公認が必要となり、党幹部の寡頭支配が強まっ

表3 2005・2012年衆議院総選挙における民主党・未来・社民の地域別小選挙区占拠率 (%)

	2005年	2012年	(同比例得票率)
北海道	66.7	0.0	23.2
東北	28.0	20.0	31.3
北関東	5.9	5.9	22.9
南関東	10.2	10.2	25.5
東京	4.0	8.0	24.4
東海	30.3	18.2	27.6
北陸信越	25.0	10.0	27.0
近畿	20.8	12.5	18.3
四国	7.7	7.7	21.9
中国	10.0	5.0	22.3
九州	13.2	2.6	23.3

た²⁸⁾。以前は、いわゆる中選挙区制の下、予定調和的に収斂した5大派閥が、どこが抜けても自民党が単独過半数を失ってしまう均衡を保っていた²⁹⁾ため、党幹部は、護送船団方式的にどこも損をしない派閥均衡の党運営を行う宿命にあった。一定の当選回数は大任となる「権利」と化し、この分、首相の任免権による閣僚の統制力は弱かった³⁰⁾。派閥の領袖による疑似政権交代で有権者にカタルシスを提供すればよかった³¹⁾。しかし、1994年以降はこのような必要がなくなった。小選挙区でも比例区でも、候補者は党幹部が決めればよいのであり、派閥は機能的には最早不要である。2005年の郵政選挙では、総裁の小泉純一郎は、現在の選挙制度が何であるかを見せつけた。そして、もしも自民党幹部が観念的な右翼となったならば、その意思が党の方針となり、候補者は逆らえなくなったのである³²⁾。

2009年選挙で政権に就いた民主党³³⁾・社会民主党(以下、社民党)及び、これらから離党者を主勢力とした日本未来の党(以下、未来)についても敗れた選挙を軸に考察すると、表3の通り、逆に、相対的に東日本が強いと言える。比例区得票率を見ると、東日本に比べ、九州、中国、四国という西日本でコアな支持者が自民党より明らかに少ないことがわかる。近畿での

惨敗は、維新の躍進と切り離して語れない。とは言え、2012年総選挙の惨敗ぶりは寧ろ総崩れと評した方がよい³⁴⁾。過去2回の総選挙は、自民党と民主党のうち、基礎票の維持と浮動票の吸収の両方に成功した政党が勝利するパターンであった³⁵⁾が、2012年に関しては、浮動票が何れからも離れた中、基礎票の維持ができず、いくつもの勢力に分裂した民主党、社民党、未来が惨敗したのである。政府と与党の協調も乱れ、国会審議の位置付けも曖昧となり、看板の「政治主導」も迷走し³⁶⁾、元はと言えば、鳩山由紀夫政権が最も実現困難な普天間基地移転問題に突進した³⁷⁾結末である。現在の選挙制度に慣れてくるに従い、当選者と次点の得票比は狭まり、要は1議席を有力な2候補が争う構図に近づいていたところ、2012年総選挙では一気にそれが広がり³⁸⁾、民主党・社民党・未来などがいかに候補者を乱立させて敗れたかを物語る。また、小選挙区は圧倒的に現職有利との分析もあった³⁹⁾が、振り子が大きく揺れてそれも吹っ飛んだ。

ところで、小選挙区制の下では、二大政党が中間層の取り合いを演じた挙げ句、両者は似通ってくるというモデル・仮説がある⁴⁰⁾。しかし、それは有権者の政治的意見分布が正規分布に近いときだけである。世論が保守・革新でス

ピリット⁴¹⁾になり、中道的意見が希薄であるときには、何れの政党とも、中道化戦略は、コアな支持者を棄権もしくは新党の結成に向かわせて、失敗する。また、「似通ってくる」のは、各小選挙区の2人の候補についてであり、これを合成した当選者の分布が各地の意見分布を反映する筈である。このため、例えば、民主党のある議員が自民党の別の選挙区のある議員よりも保守的であることは頻出する⁴²⁾。一部民主党議員が自民党右派と見紛うばかりの行動をする⁴³⁾ことや、憲法審査会での民主党議員の発言の歯切れが悪い⁴⁴⁾のは、このためである。このエントロピーを押さえ込み、各党の統一的政策や支持者のモードを支えているのが、比例区存在である。比例区、即ち2票目があることにより、投票者が戦略的均衡投票を試み⁴⁵⁾、或いは小党の支持者が比例区では素直に支持政党に投票することが促進され、ある政党が単独過半数を得ることは少なく、二大政党の何れかを軸にした連立政権を予定調和とするものであった⁴⁶⁾。

2013年参議院通常選挙でも、自民党は大勝した。「ねじれ国会」も解消され、安倍は「黄金の3年間」⁴⁷⁾を手に入れたとの評も聞く。しかし、表4から経年的に考察すれば、比例区得票率は1980年頃の水準に達しておらず、地方区での獲得議席数も大勝と言うほどではない⁴⁸⁾。直前の2010年選挙では、過去最低の比例区得票率を記録しており、自民党の体力は相対的に落ちていると言うべきである。2010年選挙の善戦は、菅直人首相の消費税増税発言の迷走という敵失⁴⁹⁾、社民党の離脱などで非自公の結末が乱れた⁵⁰⁾こともあるが、根本的には議員定数の著しい不均衡⁵¹⁾の上、そういった地域に限って全体の勝負を決する多数の1人区（小選挙区）の存在のためであって、それがもともと自民党の強い地域であったという歪なゲームであることに理由を求めた方がよさそうである。このときの選挙区得票率は、自民党が33.38%であったのに対し、負けたとされる

表4 自民党の参議院選挙での戦績

	選挙区議席数	比例区得票率 (%)
1974年	43	44.32
1977年	45	35.83
1980年	48	42.49
1983年	49	35.33
1986年	50	38.61
1989年	21	27.32
1992年	50	33.29
1995年	31	27.29
1998年	30	25.17
2001年	44	38.57
2004年	34	30.03
2007年	23	28.08
2010年	39	24.07
2013年	47	34.68

(1980年までは地方区、全国区)

民主党のそれが38.97%であったことが、その不公正さを雄弁に物語る。

この歪みは、全国一律に小選挙区制を実施する衆議院議員総選挙⁵²⁾と比べても醜いものがある。2013年選挙の数字で見ると、例えば、有権者数で下位5区の鳥取、島根、福井、徳島、佐賀の西日本農村部の有権者31万1546人の意思（自民党の勝利）を東京の1043万7556人が打ち消すには、共倒れがなければ、自民党に6分の1未満の得票しか与えないことしかない。また、10の2人区では、殆どの場合、第一党と第二党もしくは第三党が議席を分け合うので、政権選択がほぼ不可能である。逆に、それ以外では、単記非移譲式の選挙制度は珍しく当該選挙区で強い政党に不利である⁵³⁾。結局、有力政党は31の1人区選挙民の意思を重視するようになり、議員定数不均衡と相まって、北陸、山陰、四国、九州などの意思が過剰に国政に反映される仕組みになっている⁵⁴⁾。これは、公共事業や予算配分における政治的歪みを産むことも示唆される⁵⁵⁾。このことが、都市と農村部の対立的争点が選挙の争点にならないことを招いている⁵⁶⁾ほか、保守派・右派が譲歩しな

くて済む制度的要因になっているのである⁵⁷⁾。この制度的歪みの中で、2013年参議院通常選挙での民主党は、2009年獲得票の26%、12年総選挙の6割しか確保できず、比例区でも公明党の後塵を拝したのであった⁵⁸⁾。

しかし、このような参議院選挙の制度下でも、自民党が1980年当時のように勝てないということは、2013年選挙並みの戦績を連続して残しても、参議院の安定過半数を制するのがやっとならぬということである。憲法改正のハードルとしてより高いのは、全国一区の比例区のある、参議院である。しかも、半数改選であるため、3分の2の確保を狙う党派にとって、さらに3年後にそれだけの大勝を必要とする⁵⁹⁾。その状態で衆議院でも大勝が必要である。この間のスキャンダル、分裂、巨大与党への懸念、飽きなどを乗り越えねばならない⁶⁰⁾。そう考えると、憲法改正の発議を自民党が単独でなし得ることはほぼなくなったと言えよう。

自民党が盤石でないことは、支持率と参院選挙区の投票の相関が1989年に落ちたままになっていること⁶¹⁾、2007年には典型的な利益団体であった日本医師会の推薦候補が比例区で落選した(後に繰上げ当選)こと、後述する維新の動きが容易に生じたこと、2013年10月の川崎市長選挙での相乗り候補の落選や、神戸市長選挙での苦戦などにも見える。これ以外にも、自民党ほかの推薦・支持を受けた市長候補が敗れるケースは頻繁に生じている。2014年の名護市長選挙では、なりふり構わぬ支援の末、敗北し、直ちに米軍基地移転に向けて強硬な態度に変わったことは記憶に新しい。2012年と2013年の国政選挙での自民党の勝利は、自民党の支持の力強い回復というよりも、民主党政権の瓦解により、対抗する政党がなくなったため、自民党を忌避する票が分散し、また棄権に回った敵失要因⁶²⁾により説明されるべきであろう。菅原琢の『『振り子』は戻らない』⁶³⁾との予言が、思わぬボンヘッドで短期的には外れたということだろう。谷口将紀らの分析によ

れば、2013年参議院選挙で維新から自民に乗り換えた有権者は、一般的な意味での「改革」志向が強く、自民党に安住するとは考え難いという⁶⁴⁾。小選挙区比例代表並立制においては、第三党以下が淘汰されて、政権の主たる担い手の座を二大政党が争う構図が予定調和であるとすれば、この選挙の構図は異例の事態だったと言えよう。

ところで、このような参議院が存在すること、つまり二院制は、GHQによる憲法草案を日本政府が覆した成果である。内務省の帝国議会への提案理由にあったのは、衆議院と異なる代表からなる院を作る意欲であった。特に、全国区は、学識・経験に優れた全国的に有名有為の人材を得、職能代表制的な性格を帯びることを意図していた⁶⁵⁾。そして、地方区と共に、政党政治から距離を置くことが意図されていた⁶⁶⁾。最後の貴族院における勅撰議員は、公職追放を潜り抜けた指導的参議院議員候補として機能し、そのまま緑風会の主力となった⁶⁷⁾。「理性の府」という理想⁶⁸⁾である。しかし、地方区は1947年の第1回の通常選挙(地方区の議席は150)から政党所属の当選者が96人を占めた⁶⁹⁾。しかも、1950年の第2回選挙で緑風会の勢力は早々に後退する。労働組合系議員が社会党公認となったこと以上に、第1回では3年議員を選出する必要があるという例外的事情があったが、彼らは3年後に9人しか再選されなかったからである。そして、第2回以降は全国区の当選者は50名となり、これは政党や組織の背景を持たずに集票するにはハードルが高過ぎたからである⁷⁰⁾。参議院の政党化⁷¹⁾は早々に始まっており、宿命的なものとさえ言えよう⁷²⁾。

「第二院は有能なら有害、無能なら無用」という一院制論はさておき、日本の参議院は強いのである⁷³⁾。衆議院の優越は、条約の承認、予算の可決、内閣総理大臣の指名においては強いが、法律案の議決ではかなり弱く、憲法改正の発議では皆無である。予算は可決されても、執行する法律が成立しなければ無意味である。ま

た、日銀総裁の任命の承認など、再議決の利かない重要案件もある⁷⁴。任期も長く解散もなく、閣僚等のポストの配分も難しい⁷⁵。参議院には、内閣の力が及びにくい⁷⁶。政権は衆議院の3分の2を押さえてもよいのであるが、一般的にはその方が難しく、自民党が単独でこれを達成したことがない。また、仮に連立与党でこれを達成しても、再議決の乱発は抵抗感も強い。特に第1次安倍政権の対決姿勢は、「ねじれ」となると、民主党の強硬姿勢の呼び水となった⁷⁷。参議院では各会派にポストを比例配分する慣行があり、野党の委員長も多く、実際にその下で審議される法案も多い⁷⁸。しかも、その選挙制度のため、有効政党数が多く、つまり多数の会派が存在して、多くの時期では、与党の議席率が衆議院より低いのである⁷⁹。このため、憲法構造上、参議院の過半数も確保することが、政権維持・運営には非常に重要なのである。

55年体制下の自民党一党支配では見えなかった⁸⁰。参議院の重みを感じられるようになったのは、緑風会が強かった1956年補選までと、「山が動いた」1989年参議院通常選挙⁸¹以降のことである。参議院が、議員の任期が長く解散がないことは、後援会が常時必要ではなく、選挙民との接触は少なくなり、衆議院とは異なる議員の質を産もう⁸²。政権は、参議院対策に苦心することになり、政策毎の与野党協議を選ばず、参議院の過半数を見越して連立が組まれる状態になっていく⁸³。近年、ますます参議院は政局の鍵を握るようになってきたのである⁸⁴。2011年に野田佳彦首相が、民主党の幹事長に参議院の首領と呼ばれた輿石東を指名したのは、こういった事情によるものと推測できよう。結果として、与党側は過剰な議員、特に衆議院議員を政権内に抱えることとなったのである⁸⁵。

ところで、高度経済成長期には「一億総中流化」と言われたが、バブル経済崩壊は、二極分化、もしくは中流の大半を下に落とす結果を伴った。横山源之助が1899年に公刊した『日

本之下層社会』⁸⁶は、労働者や小作農民の生活、いわば文明の周辺、あるべき文化のなき世界を克明に描いた労作であった。これに対し、2005年に社会学者の三浦展は、『下流社会』で、年収が少なく、結婚が困難⁸⁷で、将来への希望が少ないことから、自分らしさ志向⁸⁸のため、男性は引きこもり、女性は歌って踊るようになり⁸⁹、子どもを進学させる意欲も低い⁹⁰ほか、ターミナルに出ずに沿線で事を済まし⁹¹、「地元じゃ負け知らず」を誇る独自の文化を熟成していることを浮き彫りにした。

グローバリゼーションは、文化と経済の両面から「日本」の多国籍化とグローバル化（ボーダーレス化）を産み⁹²、『日本』という歴史的主体が、すでに分裂・崩壊しつつあるのではないか⁹³との疑問も生じるようになってきた。結果、「地元」に残らざるを得ない「下流」の人々の生活を脅かすものは、内外に住む低賃金の外国人労働者となる。彼らは、「日本」に頼り、いわゆる「ネット右翼」化、疑似民族主義者化していったのである。日本経済の実力は、「下流」の人々でもパソコンが買えないほど低くはない。結果として、大都市部に、自前意識や利権を守りたい「持てる者」とは異なる層の潜在的自民党支持者層が誕生してきたのである。

構造改革は彼らの仕事を奪うか、不安定にするか、仕事はあっても給与水準を下げるかという結果をもたらし、利益にはなっていない印象にある。しかし、彼らの身近な敵は、外国人のほかは、労働組合を結成して特権を得ているかのように見える中間層や、比較的地位が安定している公務員、その人生を左右した学校システム、即ち教員などであった。

以上のような新しい自民党支持層の登場を象徴する表現が、「ヤンキー化する自民党」⁹⁴である。これは、「ヤンキー先生」で有名になった義家弘介や、「3年B組金八先生」のツッパリ少女役で有名となった三原順子が議員となったことを指す表現ではない。自民党の支持層が彼らにシフトしていること、政策決定過程に熟

表5 内閣発足時の閣僚の最終学歴

	第2次安倍内閣	鳩山(由)内閣	細川内閣	第1次中曽根内閣
東京大学	3	8	7	8
京都大学	1	2	0	1
その他旧帝大	1	1	0	0
筑波一橋東工東外茶女横国神戸	0	2	1	2
その他国公立大学	1	0	1	2
早慶上智理大	5	4	5	4
G-MARCH, 関関同立	3	1	2	3
その他私立大学	2	0	2	0
海外	3	0	0	0
高卒など	0	0	2	1

(大学院を含む。網掛けは首相の属性)

慮が足らなくなっていること、『「気合とアゲアゲのノリさえあれば、まあなんとかなるべ』という空虚に前向きな感性」を批判的に捉えたものである。刺激的な政治ドラマやワンフレーズに動かされる、劇場政治⁹⁵⁾の観客でもある。

閣僚の学歴も、第2次安倍内閣は日本の平均に近づいている(表5参照)。これは、保守色が強いと言われた第1次中曽根内閣はもとより、社会党から6名を占めた細川内閣、民主党主体の鳩山由紀夫内閣と比べても顕著である。こういった点からも、吉田茂、岸信介を想起させる自民党=エリート官僚の政党という認識には、そろそろ大きな疑いの念を持った方がよさそうである。

以上が最近の自民党及びその支持者層の変化の要点であるが、しかし、一般的に若年層は、憲法9条改正に反対傾向にあり、天皇制廃止の意見も相対的に多く、「知る権利」を憲法に盛り込むことに賛成する意見が多いとのデータ⁹⁶⁾もある。個別論点ごとに聞けば、安倍の狙う憲法改正は難しい。また、「ネット右翼」は確かに目立つが、相当に少数と考えざるを得ない⁹⁷⁾。なるほど、若年層の多くは自民党支持層とはならず、無党派層となり、2012年や13年の選挙では多くが棄権に回ったのである。安倍の志向は、自民党支持者を長期的に減らす筈である。

自民党は、このような状況を知ってか知らずか、2012年4月に日本国憲法改正草案を公表した。この中には、「天皇」の「元首」化(1条)、「国旗は日章旗とし、国歌は君が代」(3条)、「国防軍」の創設、そこに「審判所」を設置(9条の2)、13条には「公益及び公の秩序に反しない限り」、24条には「家族は、互いに助け合わなければならない」などの文言の挿入、98条以下の「緊急事態」の宣言などを含んでいた。およそ、「国家と個人の関係」を揺るがし⁹⁸⁾、天賦人権説を否定した⁹⁹⁾近代立憲主義とは断絶されたものであり、自由でも民主的でもなかった¹⁰⁰⁾。冷戦終了後、反東側の一点で結集した保守=自民党支持層は、プリズムで光が分解されるように幾つかの層に分解されてきたように見える。憲法改正の主張は安倍ら専ら、櫻田淳の命名によるところの『「民族主義者」層¹⁰¹⁾』の主張であって、「明治体制『正統』層」や『1940年体制』寄生層』の共感は得られないものである。

今井亮佑の調査によると、自己を自民党より保守的と規定する回答者は、2003年総選挙当時は17.51%であったが、2009年総選挙では13.73%に減っており、2010年参議院選挙では11.59%にまで減少している。これに対し、自己を自民党と民主党の間の立場と規定する回答

者は、2003年の14.70%から2009年の31.33%まで順調に増加している¹⁰²⁾。そして、この中間層が、参議院選挙で野党第一党に投票する確率が有意に高く、時間差でバッファ投票を行い、「ねじれ国会」を作っているのがあった¹⁰³⁾。

このようなこともあって、憲法改正は自民党単独では困難になっている。安倍は、2012年選挙で政権復帰が決まると、9条などの改正を困難と見て¹⁰⁴⁾、安倍は96条改正論を打ち出した。長年のスワローズファン¹⁰⁵⁾を自称する安倍は、2013年5月5日の長嶋茂雄、松井秀喜の国民栄誉賞受賞セレモニーにあたり、背番号96の読売巨人軍のユニホームを着用したほどである。まず、憲法改正条項を緩和し、これにより広汎な憲法改正の自由を得ようという姿勢であって、政権奪取の第一の目的が日本国憲法の全面的改正であることを明らかにしたのである。だが、第1次安倍政権の失敗は、郵政造反組の復党を認め、小泉改革路線に水を注したことのほか、国民投票法、防衛庁の省への昇格、教育問題への取組みなど、「安倍政権を特徴付けるイデオロギー的傾向」が新たな支持者を早々に離反させた¹⁰⁶⁾ことであつた。勿論、多くの人にとって、イデオロギーよりも生活に関わる経済問題の方が重要なのである¹⁰⁷⁾。

そもそも、国の基本法である憲法が法律の制定・改廃よりハードルが高いのは、憲法制定権力が憲法（社会契約）を作ったという近代立憲主義の原理に立つ以上、その憲法を、憲法が創設した機関である国会がその過半数で改変できないことはできないという理論的根拠があるからである¹⁰⁸⁾。そしてそのような憲法を硬性憲法というが、このようなことは不典憲法国であるイギリスなどを例外として、当然のことである。憲法改正発議が、各院の総議員の3分の2の賛成を必要とし、硬性憲法であることは、憲法制定権力が憲法を作り、憲法がさらに国会などの機関を設立すると考える近代立憲主義の下では当然であるし、実際に先進各国はそうである¹⁰⁹⁾。そしてまた、憲法改正でなされたものは、

この憲法の「一部」となると同条が記していることから、予定されている憲法改正とは、全面改正ではなく、一部改正を指すことは明らかである¹¹⁰⁾。

確かに、憲法改正の発議が、衆議院・参議院共に「総議員の3分の2」とハードルが高い¹¹¹⁾が、まず、日本の場合、秘密会の決定や議員除名、衆議院における再議決などが出席議員の3分の2と定めていることから、これより高いハードルが要求されることはやむを得ない。直前の95条は地方自治特別法、つまり法律の一部については、当該地方公共団体における住民投票を要求している。憲法は法律より改正が困難でなければならないことからすれば、国民投票¹¹²⁾が必要であることも動かない。また憲法原則については、大方の人が変更し納得するするコンセンサスを作ることが肝要であり、発議の要件は、その意味でも3分の2に設定されたのである¹¹³⁾。仮に、憲法96条が、両院の過半数程度で憲法改正が可能であると改正された場合、ほぼ政権交代毎に憲法が変更され¹¹⁴⁾、「国のかたち」が見定められない結果になり、統治の安定性を欠くであろう¹¹⁵⁾。極端な事態を考えれば、参議院や内閣、天皇という機関が政権交代の度に消滅と復活を繰り返すようなことすらも想像できる。このため、憲法改正の発議を「総議員の過半数」に緩和することは、「硬性憲法を大幅に軟化」¹¹⁶⁾というよりも、限りなく軟性憲法にするものであり、憲法改正はほぼ「クーデター」¹¹⁷⁾となる。 「憲法の規範水準はどんどん低下し、法律との差異が殆ど認められなくなってしまふ」¹¹⁸⁾ものであり、日本国憲法が日本国を創設する社会契約であったことを考えれば、そこに統治体としての日本国はなくなった（死出の旅に出た）も同然である。最早これは、「立憲主義憲法の正統な系譜からの逸脱」¹¹⁹⁾であると共に、国家主義¹²⁰⁾者の主張だとしても理解に苦しむものである¹²¹⁾。

また、諸外国の例を見ても、アメリカ合衆国憲法は、国民投票の代わりに、「全州の4分の3

の議会によって承認されるか、または4分の3の州における憲法会議によって承認される」ことを要しており(5条)、日本国憲法のハードルはこれより低い¹²²⁾。ドイツやフランス、北欧諸国は、議会両院の3分の2や5分の3の賛成や、その過半数の発議の後の国民投票のみで憲法改正が行われ得るなど、日本に比べると憲法改正の硬硬度が低そうに思われるが、明文中で憲法改正不能な条項を定めており、基本条項・基本理念の改正ハードルは、いわば無限に高いのである¹²³⁾。韓国のそれは、一院制ながら、日本と同程度であり、民主化と共に制定された1987年憲法は改正されていない¹²⁴⁾。台湾の憲法は、立法委員の4分の3を発議の要件としており、日本よりも数字の上では高いハードルである¹²⁵⁾。

96条改正が「小ずるいやり方」に見えて支持が広がらなかった¹²⁶⁾ことや、公明党の反対により、この動きは戻つばみになってきた¹²⁷⁾。自民党は2013年参院選の選挙公約からこれを外したほどである。そして、自民党に投票した人々が、憲法改正をそれほど重視したわけではないことも確認でき¹²⁸⁾、最近の国政選挙における自民党の勝利は、憲法改正の出発進行サインでないことも、多くの人の共通認識であろう。憲法改正を前面に出せば、彼らが離反することは、第1次安倍内閣と同じであろう。政党に取って政権の存続が第一であれば、憲法改正に前のめりとなることは有害であり、合理的選択ではない筈である。ただ、安倍が、そうするか否かは、最終的には不明である。

2 第三極に生じたこと

小選挙区比例代表並立制は、二大政党制を招来するものではなく、二大政党を中心とする二大勢力の拮抗を予定調和とするものの、穏健な多党制や、有力な第三党の登場を強く忌避する制度ではない。筆者は、2001年に、「適当に強い第三党が『改憲』原理党で、あまり原理政党とは言えない第一党を第三党が揺り動かした場合で、両党の議席が3分の2に達するときは確

かに『改憲』の可能性はあろう」¹²⁹⁾と述べた。

しかし、第四党以下とは隔絶したはっきりと大きな第三党が第一党と組んで、このようなことを成就するには、第一党が全議席の過半数を制せず、第三党が6分の1以上の議席を確保する必要があると同時に、第三党である以上、第二党を超えず、当然に全議席の3分の1未満であり、かつ、第一党と第三党を合わせると3分の2の議席を獲得できることを要する¹³⁰⁾。このような絶妙な選挙結果は、偶然の産物と言わねばなるまい。実際、2000年当時の第三党である自由党の議席率は4.6%に過ぎず、数字の上でとても現実的でなかった¹³¹⁾。そして、反実仮想であるが、自由党が憲法改正原理主義を維持しながら、自民党と連立を組んだからといって、その実現は不可能であったであろう。現実には、自由党は自民党と連立するも、保守党と分裂して本体は連立を解消し、自民党は、公明党という新たなパートナーを得たのである。

この時期とは事情が異なり、2012年衆議院議員総選挙は、新党ブームとなった。1993年総選挙の際の社会党の運命¹³²⁾を、民主党が一身に背負った感がある。特に、比例区の得票で民主党を凌駕し、これに肉薄する第三党に躍り出た、維新のことを本稿が見逃すことはできない。共同代表の石原慎太郎が以前からの強硬な改憲論者であることは有名であると共に、もう一方の共同代表である橋下徹の保守的政治感覚及び言動からは、この党が憲法の全面的改正に加勢する虞れも否定できないからである。

維新を語るには、その前身で、橋下が代表を務めてきた、「大阪維新の会」が何であり、何故、大阪という地でこのような政治団体がにわか誕生し、台風の目とも思えるほどに急成長したのかを紐解く必要がある。

大阪は、近世初頭に石山本願寺跡に豊臣秀吉の城下町として開かれ、江戸時代以降は商都として知られる、関西では実は比較的新しい町である。「町人の都」であることを強調した、人口70万人に対して武士200人という司馬遼太

表6 主要工業地帯の製造品出荷額の割合（%）

	阪神工業地帯	中京工業地帯	京浜工業地帯	関東内陸工業地域	京葉工業地域
1950年	17.1	9.4	20.5	4.1	1.0
1960年	20.9	10.8	24.7	4.1	1.4
1970年	17.7	11.1	22.1	7.3	3.4
1980年	14.1	11.7	17.5	8.4	4.6
1990年	12.4	13.6	15.8	10.3	3.7
2000年	10.7	14.1	13.3	10.0	3.8
2009年	10.7	16.5	8.7	9.9	4.7
2012年	10.4	16.6	8.9	10.0	4.3

（通商産業省・経済産業省総括統計表などから作成）

郎などの記述は誇張である¹³³⁾が、江戸時代の大阪の武士人口はほぼ8000人程度である¹³⁴⁾。このあたりは、100万の人口の半分が武士であったとされる、江戸時代以来の政治都市の江戸・東京とは成り立ちを異にする¹³⁵⁾。

そして、近代に入っても、大阪は長く日本第2の都市である。特に、大正から昭和にかけて、池上四郎、關一が市長になると、東京や京都、横浜と異なり、安定した市政が続いて、全盛を誇った¹³⁶⁾。人口規模でも1925年には211.4万人、30年に245.3万人となり、それぞれ217.3万人、199.5万人であった東京市を凌駕していた。しかし、大阪市はこの頃までに拡大を止める。1932年に東京市が周辺82町村を合併し、東京府の人口の92%を領域に収めた¹³⁷⁾のとは異なる。1975年国勢調査では277.2万人（横浜市は262.1万人）であった人口は、1980年には264.8万人に減少し、面積が異なるとはいえ、299.2万人の横浜市に抜かれ、人口規模における第2の都市の座はもはや戻っては来ないことが確定的となっている¹³⁸⁾。戦後、大阪市は近畿圏の中核としての役割が求められると共に、「自律的に都市を拡張させていく『特別』な都市ではなく、全国のなかで主要ではあるけれども『普通』のひとつの都市として位置づけられることになったのである」¹³⁹⁾。

工業生産の数字（出荷額）も、関西、就中その中心都市としての大阪の凋落を物語ってい

る。戦前、大阪府だけで工業生産額シェアの20%を占め、全国1位であった時代が長く続いたが、1939年に東京府に逆転される¹⁴⁰⁾。それでも、1960年には日本の製造品出荷額の20%を占めていた阪神工業地帯の出荷額は、1990年には中京工業地帯に抜かれてしまった（表6参照）。21世紀に入り、京浜工業地帯から2位の座を奪い返すが、これは京浜工業地帯の地位の低下によるもので、阪神工業地帯の出荷額シェアは低迷したままである。しかも、関東圏のそれを合計すると20%を超えることを考えると、下町の中小企業を中心とする関西（近畿）全体の工業生産力は、3位と評するのが妥当なように思われた¹⁴¹⁾。個人市民税収の割合が政令指定都市の中でも2番目に低く、法人市民税や固定資産税の割合が高い大阪市は、法人の動向や地下の下落、即ち景気に左右され易い¹⁴²⁾。バブル期には、長く大阪に本社を置いていた有名企業が本社機能を東京に移すことが続出して、東京一極集中を顕著にしまった¹⁴³⁾。全体として、焦燥感、閉塞感が、阪神タイガースの長期低迷¹⁴⁴⁾とも相まって、関西、特に大阪に漂っていたことを十分に理解することが必要である。

加えて、大阪市自体が拡大しなかったため、大阪府との規模のバランスが微妙なものとなった。5大都市（大阪、横浜、名古屋、京都、神戸）は、戦後、特別市実現を目指したが、その属する府県と激しく対立し¹⁴⁵⁾、その運動の控

折の末、政令指定都市制度が1956年に実現した。そして、大阪府に占める大阪市の人口比率は50%程度から下降線を辿り、両者の力関係も拮抗するようになっていった。大阪府は、政令指定都市の中でも政治経済的な中枢性は高いが、都道府県内での人口や学術・開発研究機関事業所数の割合などを示す地域拠点性は低い¹⁴⁶⁾。大阪府は、東京23区と比べても昼間人口比が高く、市外居住者のための行政投資の割合が多く、換言すれば母都市機能が充実している¹⁴⁷⁾。俗に、道府県と道府県庁所在地の市は仲が悪いと言われるが、大阪府と大阪市の関係は、特にそうだと言われるようになっていった。

大阪府は、長く市政が安定していたが、悪く言えば、市長の下の特権官僚制が高い自律性を保ったがため、議会のチェックが麻痺することとなった¹⁴⁸⁾。大阪府内の市町村のラスパイル指数平均¹⁴⁹⁾は、1975年には129.7に達し、全国平均より19.3も高かった。それから下がり続け、1989年の111.9(全国より8.9高い)を経て、2004年には全国より0.2低い97.9まで低下し、その後は全国平均レベルを維持している¹⁵⁰⁾。しかし、公務員の給与が高いというイメージは大阪では強かった。これ以外に、地方公務員が「おいしい」思いをしているとの意識も強かったように思える¹⁵¹⁾。府知事交際費公開請求訴訟¹⁵²⁾、府水道部懇談会情報公開訴訟¹⁵³⁾も連続して提起されている。そして、大阪府では市議会議員や労働組合に対する便益供与や、運動団体、OBの処遇など、是正すべき問題が蓄積していった。大阪府では1990年代発行の地方債の償還が2000年から本格化し、財政収支が急激に悪化した¹⁵⁴⁾。2004年8月に職員厚遇問題が発覚すると、財政難の中で、納税者の論理が前面に押し出されていった¹⁵⁵⁾。平松邦夫市長時代の2010年の環境局河川事務所不祥事では、河川水面清掃業務の合間に拾った金品を市職員が「私」物化する映像が繰返し流され、大阪の「公」の倫理のレベルに強い印象を残した。

この状況で橋下徹が登場する。2008年1月の現職の太田房江が立候補を断念した大阪府知事選挙に、自民党は弁護士でタレントの橋下を擁立する。橋下は財政改革を訴え、圧勝した。また、当選後の橋下は、教育改革も強く訴え、文部科学省や教育委員会に敵対的な言動を度々行った。橋下は自民党の推薦で当選したが、高い支持率に支えられ、自民党府議団の意向に左右されずに改革を実施できる立場をも得た¹⁵⁶⁾。橋下は、多くの人が反対できない争点を取り上げ、敵を叩く手法を重ねたとと言える¹⁵⁷⁾。

この中で、橋下は、そもそも改革を断行できないのは、国が地方自治体に十分な権限を分配していないという点を批判するようになる。また、大阪府と大阪市の二重行政を問題とし、水道事業やWTCビル庁舎移転問題などで府と市は決裂した。そして、議会の多数を獲得するため、自民党も含む既存の政党と対決する姿勢を鮮明にしていく。そして、2010年、橋下は大阪都構想を発表し、周辺を巻き込んだ¹⁵⁸⁾。大阪都構想は、大都市統治制度の矛盾が大阪固有の社会経済的事情の中で増幅され、何度か噴出していったものである¹⁵⁹⁾。東京だけが「都」である中、大阪だけがそれに並ぶというのは、大阪の人々の琴線に触れるものだったと言えよう。橋下の支持は広範になり、弱い立場にある人々、若年層、下層に偏っているわけではなかった¹⁶⁰⁾。

2011年には、橋下はまず、大阪維新の会を結成して大阪府・大阪市議会の過半数を押さえることを目論み、4月の統一地方選挙で、府議会についてはこれを実現した。高い支持率を背景に、自民党府議団の分裂を誘い、かつ、自ら党派を結成して多数派形成に成功したことは、改革派首長の中でも際立った手法であり、特筆に値する¹⁶¹⁾。さらに橋下は知事を辞任し、11月に大阪府知事と大阪市長のダブル選挙を実現し、棄権しがちな若年層の票を掘り起こして¹⁶²⁾自らは現職の平松を破って大阪市長に当選し、大阪維新の会の幹事長であった松井一郎も大阪府知事に当選して、両首長の椅子を確

保した。分厚い「穏健な支持者」層を確保した¹⁶³⁾ものであり、橋下らに投票した多くは、その府政を高く評価し¹⁶⁴⁾、大阪都構想が生活を向上させるわけではないことを知りつつ¹⁶⁵⁾、かなり冷静な選択をしたと分析できる。社会経済的弱者が維新の候補者に特に挙って投票したとの傾向は認知できない¹⁶⁶⁾。自営業者や主婦という社会的強者こそが維新候補に投票している¹⁶⁷⁾。橋下の新自由主義的政策や反公務員・教員キャンペーンに共鳴したのであろう。これらは、外部から大阪を観察する者にはやや理解し難い点である。2012年8月には、憲法改正も含んだ「維新八策」最終案を発表し、日本維新の会を立ち上げると、石原慎太郎の太陽の党を合併して臨んだ2012年末の衆議院議員総選挙では、殆どの比例代表ブロックで17%以上の得票率を確保して全国政党として認知され、勢い、そのうち国政を動かす、地方自治法を改正して大阪都を本当に実現するのではないかと思われた。

ところで、「都」とは何か。東京都とは、第二次世界大戦下の1943年に東京市と東京府が合併したもので、戦後の地方自治法下でも維持されたものである。道府県が呼称の違いに過ぎないのに対し、都は法的に異なる。しかも、最高裁により、区長が公選でなくても違憲ではないとされ¹⁶⁸⁾、特別区は地方自治、地方分権の観点からは不完全な存在であった。また、戦時体制下で首都の統制のために強制された制度を、自由民主主義下で新たに他の地域に導入せねばならない理由は、欠けているように思える。

しかも、大阪都構想と道州制構想は両立しない¹⁶⁹⁾。道州制構想からすれば、市町村の強化と合併促進と共に、都道府県の解体が必要であり、多くの地方分権論と立場を異にした。また、特別区は周辺市を巻き込むものであったが、それは当該自治体の解体を意味し、当然に抵抗もある。2013年の堺市長選挙で、4年前は橋下の支持を受けて大勝した現職が、大阪都構想、即ち堺市の解体に反対して再選されたことは、橋

下構想の大きな障害となった。堺は、中世以来の自治都市の伝統を有し、独立の気性が高い。また、1932年に東京市に編入された¹⁷⁰⁾地域が、古くからほぼ武蔵国¹⁷¹⁾であり、人口密度が小さく、東京市への依存を高めていたのに対し、大阪の特別区構想の地域が旧摂津国、和泉国、河内国に跨がり、豊中、堺、東大阪などのかなりの人口規模を有する市であることや、それが大阪府の領域を分断してしまう等の違いがあった。そして、二重行政の問題は、多少なりとも道府県庁所在地では不可避のものであって、全都道府県を都にする方向ではなく、道府県と当該市との協議により解決すべきものであった。

また、東京都知事だった石原の党との合併は、協調性を欠くものとなった。その右派的主張は国益の拡張を導くところであり、地方分権の主張と齟齬を来してしまう。決定的ダメージとなったのは、橋下自身のいわゆる慰安婦発言であった。そして、表7に見られるように、維新のブームは、2013年参議院議員通常選挙では収まった感がある。衆議院選挙の比例ブロック別に見たとき、維新の比例区での得票率はほぼ何れでも10%前後に落ちた。唯一、高い得票率を得たのは近畿ブロックである。9月以降の各種世論調査では、維新の全国支持率は1%程度にまで急落している¹⁷²⁾。このことは、維新が地域政党に戻りつつあることを示している。

そもそも、維新の主張は、特殊大阪的、広げても特殊関西的なものであった。東日本大震災からの復興が叫ばれる最中に大阪都構想という大阪の特殊利益が叫ばれたあたりに、限界があった。関西から東北は遠かった。その熱気は東京にも伝わらなかった印象が強い。維新の急速な減速は、橋下の失言や石原グループとの確執も理由であろうが、地域政党が全国展開した無理を清算できていなかったことが根本原因であったと言えまいか。

巨大な自民党を揺り動かし、憲法改正の主張を実現するような主導権は、もはや維新にはない。みんなの党との合併の可能性が消えつつあ

表7 2012年衆議院総選挙, 2013年参議院通常選挙における日本維新の会の地域別小選挙区・選挙区占拠率 (%)

	2012年	(同比例得票率)	2013年	(同比例得票率)
北海道	0.0	12.8	0.0	5.8
東北	0.0	16.7	0.0	8.1
北関東	0.0	18.1	0.0	8.9
南関東	0.0	18.9	0.0	10.1
東京	0.0	19.9	0.0	11.1
東海	0.0	19.0	0.0	10.8
北陸信越	0.0	19.3	0.0	8.7
近畿	25.0	30.8	16.7	21.7
四国	0.0	21.3	0.0	9.4
中国	5.0	17.8	0.0	9.6
九州	2.6	18.2	0.0	10.3

ることもあって、今後も総じて有力な第三党になるとは言えない。特に、参議院で法案提出権を有する10議席を得られず、みんなの党や共産党に及ばなかったことは、やはり痛かった。ほかが賛成せずとも、維新が賛成に回ることで憲法改正の発議が可能というような状況には程遠く、近未来にここまでその状況が実現する可能性も、ほぼなくなったと言わざるを得まい。

3 これ以外の可能性

安倍晋三には、2013年の参議院通常選挙で自民、維新、みんなの党、新党改革を併せて100議席獲得すれば、民主党の一部や公明党を切り崩せるとの思惑があったという¹⁷³⁾。これは達成できなかったが、これらの党派に公明党を含めて衆参で3分の2を確保することには、ぎりぎりではあるが、成功したのである。次回の参議院通常選挙でもこのような勢力を維持できれば、衆議院の解散を遅らせて、衆参同時に3分の2を楽に超える憲法改正勢力を確保できるの目算も、或いはあるのかもしれない。目的のためには手段を選ばなければ、そして、それで国民投票の過半数も確保可能と思うのなら、である。

だが、世論は、憲法改正でも原発再稼働でも、

安倍とは異なる動きを示した¹⁷⁴⁾。第1次政権の後ろ盾、小泉純一郎の度重なる原発廃炉発言や、東京都知事選挙での細川護熙候補の支援などで、風向きが変わってきた感もないではない。上述のように、維新の風は止んだ感があり、憲法改正勢力拡大は限度があると考えべきである。また、前述のように、憲法改正賛成と自民党支持の相関は特にない。好況感が自民党支持を支えていると考えるのが普通である¹⁷⁵⁾。小泉の動きは、自民党に、この時期にこそ、2009年のスタンスに戻れというサインに見える。

ここで注目されるべきは、自民党の連立パートナーである公明党の動向である。参議院では、自民党は単独過半数の議席を得ておらず、その過半数を確保して政権運営を円滑に行うためには、公明党の協力が必須である。平和を党是とする公明党の山口那津男代表は、4月12日の安倍との党首会談で、「経済や復興を優先順位の高い問題として安倍政権は始まった」などとして、安倍の憲法改正指向を牽制し¹⁷⁶⁾、憲法改正の「高いハードルを保っていくことが必要だ」と憲法96条改正に慎重姿勢を示し¹⁷⁷⁾、9月29日のNHKテレビの番組で、安倍首相が意欲を示す憲法改正について「憲法は重要な国の規範だから、連立政権のあり方も含めて議論

していく課題だ。短兵急な乱暴な進め方は受け入れられない」と語り、連立離脱の可能性も示唆している¹⁷⁸⁾。代表の発言からは、憲法改正を抑止しようという意欲が高いのである。

自民党が公明党を連立の恒常的なパートナーとしたことは、既に自民党が独力で小選挙区を勝ち抜ける力を有していないことの証左である。自民党支持の空洞化を覆い隠しつつ、候補者の存在しない公明党票を独占して、小選挙区で勝ち続けてきたのである¹⁷⁹⁾。公明党幹部の発言によれば、小選挙区で創価学会員の7割が自民党に投票しており、これがなければ自民党は大敗するのであって¹⁸⁰⁾、いつしか、公明党は自民党の生命維持装置とまで言われるようになってきた。

他方、公明党には与党でいたいという強い気持ちが多分にある。特定秘密保護法制定でも、反対に回れば阻止できる可能性があった(但し、連立の組替えが生じる可能性がある)ものの、抑止役にはなっていない。山口代表は婦人部の人気絶大なのだという¹⁸¹⁾。創価学会婦人部は、改憲に最もアレルギーが強い¹⁸²⁾。その婦人部、青年部の意向もあって最後まで護憲で頑張る筈だ、という予測が裏切られる目がないではない¹⁸³⁾。

しかし、公明党にとってみると、現在のように、民意の振り子が大きくなるとジレンマを抱えることになる。2005年や12年のように自民党が大勝したときには、公明党の存在感は薄くなる。逆に、2009年のような自民党の惨敗の余波で、小選挙区で全敗することは、より打撃である。衆議院小選挙区において、公明党の推薦が自民党候補の当選にどれほど寄与するかは、思うほど明確ではないとの分析もある¹⁸⁴⁾が、衆議院に関して、公明党にとって自民党と連立を組むメリットはなくなっている。与党であり、自民党と公明党の議席と合わせて過半数となるときだけが、公明党にとって自民党と組んでいる意味があるだけである。このため、公明党には、自民党との選挙協力見直し、小選挙

区撤退論すらあるのだそうである¹⁸⁵⁾。

しかも、参議院では、1人区や2人区で自民党が公明党に譲ることはあり得ない。また、3人区以上では、公明党は連立の有無とは無関係に独自に候補を当選させられるところが多い。こうなると、勢力拡大のために自民党と連携する意味は殆どない。そこで、公明党には連立離脱論が燻ってくることになる。離脱で困るのは、自民党の衆議院議員や1人区選出の参議院議員であって、公明党側ではない。このため、公明党は、その主張を自民党に対して貫ける立場にある。逆説的な言い方になるが、2回の総選挙で自民党は勝ち過ぎたのである。

思い起こせば、1996年10月の総選挙において、公明グループも参加した新進党は議席微減に留まったものの、97年末には瓦解した。公明グループは次の選挙を「公明党」として戦うことを望んでいたのである。他の新進党議員が創価学会の支持を受けた強力な選挙基盤を利用するメリットがあったのに対し、公明グループにはその見返りがなく、新生党出身の党幹部が党への肩入れを要求したことに堪えかねたことが大きかった¹⁸⁶⁾。1998年初頭、公明グループは新党平和、黎明クラブを結成し、同年内に地方政党の「公明」と合併して、再び公明党となった。歴史は繰り返す。同じ展開が今後もないとは言えない。寧ろ、イデオロギーを前面に出す安倍政権に公明党がどこかで堪えきれなくなる可能性は、十分にあるように読める。

このようにして、自民党は、連立の相手方の公明党に配慮すれば、憲法改正は言い出し難い事情がある。政権を恒常的に維持できる連立パートナーはほかに見当たらない。結局、公明党の変心がなければ、憲法改正は非常に難しいというのが、基本的には本稿の視座である。

但し、このような分析が当たるためには、まず、自民党が合理的に行動することが必要である。安倍が、2016年参議院通常選挙直後に公明党との連立を解消し、維新ほかと協定して、2012年衆議院総選挙の議席を活用し、自民党

を解体してでも憲法改正に突進する選択をすれば、国民投票が最後の砦となる虞れもある。そこで、現在の野党側の分裂を修復することも最低条件であろう。民主党・社民党・未来（現在、生活の党）が総勢力としては一定の得票を集めながら、議席に反映していないのは分裂のためである。もしも、安倍が復古主義を続けるのなら、民主党にとっては、対決構図が鮮明となり、自民党は本来、戦い易い相手となる¹⁸⁷⁾。中間層に向けた中道的な結集軸、最低限の選挙協力があればよい。但し、「リベラル」は認知度、好感度共に訴求力を欠いており¹⁸⁸⁾、中道派にとって戦略は難しくなっている。しかし、大同団結すらもなければ、以上の予言は外れ、好感度と全体主義化という「ナチスの手口」が待っている。

民主党の解党的出直しは必要である。他方、社民党は、憲法・安全保障に関しては原理的な政党（護憲政党）である。このことが起因となり、普天間基地移転問題が桎梏となって、鳩山政権から離脱した。「政治活動家」の政党¹⁸⁹⁾を払拭できなかった感が強い。村山富市元首相が、「社民党という殻を破って新党に発展していくのも道だ」¹⁹⁰⁾と述べたのが現実的判断であろう。生活の党は2013年参議院選挙で議席を得られなかった。1989年頃から政局の中心にいた小沢一郎の時代は終わった。また、みんなの党は、民主党の失敗に乗じて2人区で当選者を出したものの、得票数共に前回参院選の数値には達しなかった上、野党連携派が12月に離党するに至った。以上の状況は、寧ろ、団結し易い環境なのであるが、これまでの確執が障害となっているとすれば、憲政にとって悲劇的である。

共産党は2013年参議院通常選挙で躍進した。直前の東京都議選で躍進した勢いを継続した。反自民票の結集軸として認知されたのである。12年毎に、都議選の勢いが直後の参議院選挙に波及する、巳年現象¹⁹¹⁾のようなものは、1989年以來顕著である。しかし、改憲派の「3分の2」阻止のために重要なのは、主として中道勢力の

拡大であり、政党として最左派に位置する共産党には、最低限、消極的自主的選挙協力（自民党と中道勢力が争う選挙区では、独自候補を擁立しない）ができるかが鍵となろう。

各党派が、議席を増やし、政権を取りたい、せめて大幅な憲法改正は留める、と合理的に行動すれば、憲法改正はできない。しかし、それぞれのアクターにはそれぞれの利害や思惑や感情がある。各アクターの計算が幾つか狂い、安倍政権が経済政策より憲法改正を優先し続けたとき、その危険が皆無ではなくなったとは言えようか。

おわりに

以上考察してきたように、憲法改正は非常に難しく、その障害は、何よりも、日本国憲法下での参議院が、「衆議院のカーボン（ブルー）コピー」と言われているのとは全く異なり、実は強いというところにある。確かに、31もの1人区は自民党を利して余りあるものであるが、それでもなお、現在の選挙制度を前提にすれば、参議院の3分の2が大きな壁である。合理的には安倍の目論むような憲法の全面的改正は困難だが、確かに、2001年当時とは異なり、幾つもの歯車が狂えば、ないではない状況にある。

このため、護憲・リベラル・中道勢力がこれを阻止したければ、大同団結（「憲政擁護閥族打破」）が最低限必要である。その際、特定秘密保護法の改廃や、第1次安倍内閣で改正された教育基本法の再改正などは結集軸となろう。これが適切に可能かが鍵を握ろう。また、非常に大事なことは、公明党が態度を変えないことである。憲法改正を論じる際に、公明党の動向は、議論に上らないことが多く、見過ごされがちであったが、適切に見張る必要がある。

憲法改正が、もし必要であるとすれば、環境権などの新しい人権を加えることと、あえて言えば、自衛隊の存在を明確にする程度である¹⁹²⁾。しかし、これらは既に憲法制定当時とは異なる解釈が定着し、特に改正も不要なもの

である。或いは、憲法の一部改正の槍玉として挙がる条項は、おおよそ改正の必要ないものではないかとの疑いもある¹⁹³⁾。勿論、全体、レジームの改編などではない。憲法96条改正は、法理論的に無理があり、国際的に日本の評価を貶めよう。統治制度の微修正こそ考えられるべきである。

本稿のテーマにも関わることだが、強い参議院をどうするか、というのは、憲法改正の大きなテーマになると思われる。国民主権もしくは民主主義のほか、基本的人権の尊重や権力分立もしくは自由主義を基本原理に抱える近代立憲主義に立つ日本国憲法は、議会制においても、自由主義の要素を容れて二院制を選択したと解される。これは、確かに「ねじれ国会」を生み、「決められない政治」との非難の素となったが、一般論としては二院制がそのように作用する場合もあることは、寧ろ健全なことである。特定秘密保護法制定の政治過程を想起したい。強いて言えば、迅速に決めるべきものと、慎重に協調して決めるべきものの峻別が必要だということであろう。予算についての参議院の関与を低め、一定の時限立法については衆議院の優位を強めつつ、最高裁や独立行政機関の人事については、比例代表色の強い参議院の意思を優先するなどである。近代立憲主義を捨て去るようなものが、「憲法改正」の名の下で予定されているものではない。多くの人が望んでいないレジームの改造（全面改憲）に労力を費やすべきではなく、最小限度の改正点のコンセンサス作り尽力するのが、先進国、近代立憲主義諸国として、当然のことであろう。そのようにして、近代立憲主義は、断固守られ、そして熟成されていくべきものである¹⁹⁴⁾。

注

1) 「ねじれ」と「本ねじれ」を分断する。法律案についての衆議院での出席議員の3分の2による再議決を定めた憲法59条2項は、米大統領の拒否権行使を連邦議会が覆す規定にヒントを

得たとも、日本自由党案に基があるとも言われるが、「二院制のあり方を熟慮した結果とはいえない」い。大山礼子『日本の国会』153頁（岩波書店、2011）。また、二院制を採用する以上、この程度のことは憲法上当然予期されたことである。宍戸常寿「『憲法改正』とはどういうことか」ラチオ4号122頁、144頁（2007）。

- 2) 君塚正臣「憲法保障システムとしての選挙制度考—『護憲』する小選挙区比例代表制」関西大学法学論集51巻1号140頁（2001）。本稿はその続編である。
- 3) 同上142頁。これを補完するものとして、君塚正臣「憲法・裁判所」岡田浩＝松田憲忠編『現代日本の政治—政治家の理論と実際』96頁（ミネルヴァ書房、2009）も参照。
- 4) 吉見俊哉『ポスト戦後社会』1頁（岩波書店、2009）。
- 5) このほか、1993年の小沢一郎・羽田孜グループの離脱による竹下派（1979年の田中派）の分裂、2000年「加藤の乱」の失敗による、旧宮沢派（1979年の大平派）の分裂なども大きい。薬師寺克行「自民党は『極右政党』になるのですか」世界731号170頁、175－176頁（2004）。他方で、これら自民党リベラル派の再評価も始まっている。福永文夫『大平正芳—「戦後保守」とは何か』（中央公論新社、2008）、辻井喬『茜色の空』（文藝春秋社、2010）、保阪正康『田中角栄の昭和』（朝日新聞社、2010）、服部龍二『日中国交正常化—田中角栄、大平正芳、官僚たちの挑戦』（中央公論新社、2011）、早野透『田中角栄—戦後日本の悲しき自画像』（中央公論新社、2012）など。
- 6) 長谷部恭男＝柿崎明二「憲法96条『改正』をめぐって」ジュリスト1457号ii頁及び68頁、68頁（2013）[長谷部及び柿崎]。
- 7) 同上ii頁 [柿崎]。
- 8) 薬師寺前掲註5) 論文172頁。
- 9) 長谷部＝柿崎前掲註6) 文献ii-iii頁 [柿崎]。
- 10) 君塚前掲註2) 文献146頁。
- 11) 菅原琢『世論の曲解』10-11頁（光文社、2009）。
- 12) 山口百恵『蒼い時』（集英社、1980）の冒頭にも出てくる横須賀は、明治以来、軍港都市として栄える。横須賀線が早くから一等車、グリーン車を連結し、横須賀駅が階段を上下しないで乗車できる構造になっていることは、日本にとって横須賀が特別な地位をもっていたことを如実に物語る。1907年の市制施行は、神奈川県では横浜に次ぐ早さである。「急な坂道」と隧道も多い。戦後は、米軍施設も多く、アメリカ文化、米兵及びその犯罪とも隣り合わせの街である。
- 13) このような人々を、櫻田淳「自民党の<変貌>と保守・右翼層の<分裂>」論座128号208頁、

- 210頁(2006)は「『1940年体制』寄生層」と呼んだ。同論文212頁によると、小泉は、自民党を「明治体制『正統』層」の政党に模様替えすることを狙ったと言う。
- 14) 薬師寺前掲註5) 論文174頁。
- 15) 河村和徳「『我田引鉄』再考」レヴァイアサン52号43頁, 59頁(木鐸社, 2013)。
- 16) 菅原前掲註11) 書29-30頁。朝日新聞の出口調査によれば、2005年総選挙では全体の2割を占める無党派層のうち41%が自民党に投票した。2003年総選挙に比べると、年代別では25-29歳、30-34歳で、大幅に投票率を伸ばしていた。澤田晃宏=野口陽「『下流』自民党への嫌悪感—アキバ事件の同僚に芽生えた『政治』」アエラ21巻44号26頁(2008)。
- 17) 櫻田前掲註13) 論文213頁は、彼らは「明治体制『正統』層」が尊重する「活力」や「独立自尊」を尊重する姿勢が強いと述べている。
- 18) この後の2009年、2013年選挙も見て、増山幹高「小選挙区比例代表並立制と二大政党制」レヴァイアサン52号8頁, 12頁(木鐸社, 2013)は、政権交代が特定の選挙区の勝敗に左右される英米とは異なり、日本の与野党逆転は大都市圏で生じる、と述べた。
- 19) 森裕城「2005年総選挙と政党システム」レヴァイアサン39号70頁, 75頁(木鐸社, 2006)。
- 20) 菅原前掲註11) 書42-43頁。
- 21) 品田裕「2005年総選挙を説明する」レヴァイアサン39号38頁, 63頁(木鐸社, 2006) 同旨か。
- 22) 君塚前掲註2) 文献152頁。
- 23) 白鳥浩「政界再編から政権交代へ」白鳥編『政権交代の政治学』1頁, 31-32頁(ミネルヴァ書房, 2010)。
- 24) 自民党ばかりが当然であった、山村の選挙ポスターが、民主党が凌駕する光景があったという。菅原前掲註11) 書5-6頁。村を挙げての自民党支援が当然という状況が変わりつつあった。
- 25) 増山前掲註18) 論文14頁。
- 26) 菅原前掲註11) 書266-267頁。
- 27) これは、中選挙区制度下、最大派閥の竹下派内で、小沢一郎・羽田孜のグループが孤立し、結果、自民党内でも孤立し、宮沢内閣不信任決議に賛成して党には残る戦略を構想していたところ、武村正義らのグループが決議に反対しながら離党したため、小沢らも党に残る大義名分を失ったことを起点にしているという。大黒太郎「選挙制度の改編はなぜ成功したか?」レヴァイアサン25号123頁, 131-133頁(木鐸社, 1999)。同論文134頁以下は、これ以外の勢力も生き残りの手段として、新しい選挙制度を選択したという。
- 28) 森前掲註19) 論文83頁など同旨。
- 29) 大黒前掲註27) 論文124頁。
- 30) 飯尾潤『日本の統治構造』22頁(中央公論新社, 2007)。
- 31) 同上176頁。
- 32) 例えば、君塚前掲註2) 文献169頁注55で取り上げたように、丹羽雄哉元厚生大臣・総務会長は、朝日新聞1982年6月15日朝刊には護憲派の意見を載せていたが、議席復活を賭けた2012年衆議院選挙では、憲法改正に賛成の立場を表明している。毎日新聞ウェブページ(http://senkyo.mainichi.jp/46shu/kaihyo_area_meikan.html?mid=A08006005005)参照。
- 33) そもそも、有権者に政権担当能力が認められていなければ、政権交代は起きない。根元邦朗=濱本真輔「選挙制度改革による立法行動の変容」レヴァイアサン52号116頁, 136頁(木鐸社, 2013)によると、2003年段階で35%、07年に50%、09年に55%がそれを認めていたと言う。その積極的な立法活動が有権者の認識を好意的なものに変化させていったと言う。
- 34) なぜ民主党政権は失敗したかについては、小林良彰『政権交代』(中央公論新社, 2012)、日本再建イニシアティブ『民主党政権失敗の検証』(中央公論新社, 2013)など参照。
- 35) 荻部直=宇野重規=中本義彦編『政治学をつかむ』134頁(有斐閣, 2011) [森裕城]。
- 36) 大山前掲註1) 書9頁。
- 37) 白鳥浩「『政権交代』から『衆参ねじれ』選挙へ」白鳥編『衆参ねじれ選挙の政治学』1頁, 23頁(ミネルヴァ書房, 2011)。
- 38) 増山前掲註18) 論文19頁図9。
- 39) 三宅一郎「政党投票と候補者個人投票のバランス」レヴァイアサン25号7頁, 26-27頁(木鐸社, 1999)。増山前掲註18) 論文22頁同旨。
- 40) 小林前掲註34) 書181頁図6など。
- 41) 菅原前掲註11) 書131頁表3は、憲法9条に関する購読紙別の意見分布(東京財団政治意識調査)を示している。これに「賛成」と回答する者は、朝日11%、地方紙13%、毎日15%、日経18%、読売19%であるのに対し、産経は45%と突出している。対話が成り立たないのはネット社会のせいばかりではない。
- 42) 民主党の前原誠司には保守的だとの評価がよくある。これも、出身の京都大学法学部が「法律ゼミは左、政治学ゼミは右」だという当時の常識(前原は、保守の論客で知られた国際政治の高坂正堯ゼミ)もさることながら、選挙区である京都2区が、自民党か共産党かという二極分化な土地柄であることと切り離せない。なお、2013年4月23日の春季例大祭に靖国神社に参拝した民主党議員は5名(全体で168名、自民党から132名、維新25名など)である。
- 43) 薬師寺前掲註5) 論文177頁。
- 44) 国分高史「永田町に息づく憲法改正の通奏低

- 音」世界 845 号 139 頁, 140 頁 (2013).
- 45) 鈴木基史「衆議院新選挙制度における戦略的投票と政党システム」レヴァイアサン 25 号 32 頁, 47 頁 (木鐸社, 1999). なお, 定数が 6 以上になると戦略的投票は姿を消すという. GARY W. COX, MAKING VOTES COUNT: STRATEGIC COORDINATION IN THE WORLD'S ELECTORAL SYSTEMS 100 (1997). マイケル・ギャラハ (岡田晃枝訳)「1998 年参議院議員選挙の比較分析」レヴァイアサン 29 号 27 頁, 41 頁 (木鐸社, 2001) より引用. このことは日本の国政選挙では考慮する必要がなく, 東京都議選世田谷選挙区のような例外だけが考慮対象である. また, 以上のことから, 参議院選挙区の定数は, 1 (小選挙区) か, 2 か, 3-5 (いわゆる中選挙区) か, 6 以上 (通常の大選挙区) かで一貫させねばならないことがわかる. このうち, 2 人区は第二党を過剰に優遇する制度であり, 1 人区では衆議院の選挙制度との違いが生じない上, 各選挙における選挙区の定数が衆議院の 4 分の 1 程度では議員定数不均衡な配分は非常に難しい. 選択肢は残る 2 つであろう.
- 46) 君塚前掲註 2) 文献 148-149 頁参照.
- 47) 北野和希「長期戦略で『黄金の 3 年間』を手にした安倍自民党」世界 847 号 49 頁 (2013).
- 48) ところで, 1998 年参議院通常選挙の自民党の大敗は, 「いまだに謎に満ちている」らしい. 蒲島郁夫「98 年参院選」レヴァイアサン 25 号 78 頁 (木鐸社, 1999). 同論文 84-87 頁によると, 1995 年と比べれば大敗ではなく, 増えた無党派層の棄権率が減り, これを選挙区では当時の野党が多く取り込んだことと, 比例区では戦略的投票に逢って得票率を減らしたためであると言う. ギャラハ前掲註 45) 論文 30-31 頁は, 選挙区 (複数区) における自民党の共倒れや均等配分の失敗を指摘する.
- 49) 日本再建イニシアティブ前掲註 34) 書 247 頁図 7-1 [フィリップ・リブシー] が示すように, これにより内閣支持率は急落しており, その後, 支持率が一旦回復したことを省みると, 菅の首相就任当初のつまらない失敗のツケは大きかった.
- 50) 白鳥前掲註 37) 論文 27-28 頁. このことは首班指名選挙で明らかになったのであった.
- 51) 選挙区の最大格差は, 神奈川と鳥取の間で 5.00 倍に達していた (戦後すぐの最大較差は 2.62 倍). 最大判平成 24 年 10 月 17 日判時 2166 号 3 頁は, 選挙区間における投票価値の不均衡は違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っていたが, 上記選挙までの間に上記規定を改正しなかったことが国会の裁量権の限界を超えるものとはいえず, 上記規定が憲法 14 条 1 項等に違反するに至っていたということでは
- きないとの判断を下している. これを受けて, 2012 年には公職選挙法が改正され, 定数不均衡の是正が図られ, 4.77 倍程度に緩和されたが, 他面, 5 人区 1, 4 人区 2, 3 人区 3, 2 人区 10 のほかの 31 県は 1 人区となり, 小選挙区制の色合いが濃くなった. なお, 議員定数不均衡問題は, 最大較差の問題として語られる. これは, 選挙「権」の「平等」という憲法上の人権としては, 当然と思える. しかし, 選挙「制度」としての結果の「妥当性」を考えれば, 平均値からの乖離の和が少ない選挙制度であることが望ましいことになり, 抜本的な定数配分較差の是正のためには, この観点も必要であろう. 堀内勇作=斉藤淳「選挙制度改革に伴う議員定数配分格差の是正と補助金配分格差の是正」レヴァイアサン 32 号 29 頁, 31 頁 (木鐸社, 2003) 参照.
- 52) 衆議院の議員定数不均衡問題は, 主に各都道府県に 1 を配分しているところから生じる. 森哲男「ばらつきを考慮した議員定数配分方法について」日本応用数理学会論文誌 16 巻 3 号 131 頁, 139 頁 (2006) によれば, 最小の県に配分される議席が 0 になる危険はジェファソン (ドント) 式による以外はなく, 「現行の配分方式は定数が 0 となることに過剰反応している」.
- 53) ギャラハ前掲註 45) 論文 29 頁. 共倒れや均等配分の失敗もある.
- 54) これについては, 渋谷秀樹「参議院議員定数配分について」立法法務研究 4 号 1 頁 (2011) など参照.
- 55) 堀内=斉藤前掲註 51) 論文 43 頁が, 1994 年の選挙制度改革でこれらも是正されたことを指摘するが, 逆説的に, 根本的に是正されない参議院についてはこのような歪みが残存することを示唆できる.
- 56) 砂原庸介『大阪』182 頁 (中央公論新社, 2012).
- 57) 北野前掲註 47) 論文 51-52 頁も, 2013 年参議院選挙の自民党の勝因の第 1 に「選挙制度」を挙げる.
- 58) 谷口将紀ほか「2012 年衆院選・2013 年参院選—民主党票はどこに消えたのか」世界 849 号 220 頁, 220-221 頁 (2013).
- 59) 君塚前掲註 2) 文献 147 頁.
- 60) 同上 148 頁.
- 61) 蒲島前掲註 48) 論文 83 頁図 3.
- 62) 菅原前掲註 11) 書 89 頁以下は, 2007 年の参議院通常選挙を分析し, 自民党敗北の理由を, 農村部の離反などに求めるのではなく, 野党間の選挙協力の成果だと分析している. この裏返しは, 当然に 2010 年以降の民主党などの敗北の理由となろう.
- 63) 菅原前掲註 11) 書 237 頁. 但し, 安倍自民党が戦略的に確保すべき都市中間層・若年層の

- 取込みに意欲的ではないため、あるいは長期的にはこの予言は当たるのかもしれない。逆に言えば、2012-13年の民主党ほかの分裂は初歩的な失敗であると言えよう。2009年総選挙で、民主党が、共産党候補の撤退に助けられていたことも大きい。同書258頁以下。
- 64) 谷口ほか前掲註58) 論文224頁。
 65) 市村充章「参議院選挙制度と選出議員」議会政治研究58号17頁、18頁(2001)。
 66) 同上19頁。
 67) 同上20頁。
 68) 只野雅人「参議院の独自性と選挙制度」ジュリスト1213号32頁、33-34頁(2001)参照。
 69) 市村前掲註65) 論文20頁。
 70) 同上26頁。
 71) 確定的になったのは、1983年選挙で、全国区を拘束名簿式比例代表制に改めたところからであろう2001年からは非拘束名簿式比例代表制となった。この結果、政党は、予め当選順位を決める必要がなくなり、しかも候補者に競い合って票の掘り起こしをさせることが可能になった。他方、「残酷区」の復活を懸念する声もある。川人貞史「2001年参議院議員選挙の分析」ジュリスト1213号41頁、43頁(2001)。自民党は、票の掘り起こしに成功したという。同論文45頁。
 72) 堀江湛「参議院選挙制度の検証」選挙研究20号35頁、37頁(2005)同旨。
 73) 大山前掲註1) 書157頁同旨。関連して、大山礼子「参議院改革と政党政治」レヴァイアサン25号103頁、109頁(木鐸社、1999)は、上院と下院が対等にあるアメリカで「強い第二院の存在が許容されているのは、結局のところ、両院の対立によって立法過程がデッドロックに陥る危険性は低いと考えられているから」であり、それは、「所属政党によって議員の行動が決定されることはほとんどない」ことに起因していると述べる。しかし、2013年に生じた、国民皆保険制度に反発した共和党ティ・パーティーが新年度予算を人質に取った事件を見ると、米憲法制定者は樂觀論が過ぎたのではないかとの感もないではない。
 74) 実際、2008年には福田康夫政権の提案した総裁案は参議院で否決され、結局、野党・民主党の意向に従い、副総裁に就任したばかりの白川方明を指名することになった。大山前掲註1) 書163頁参照。
 75) 待鳥聡史「参議院自民党と政党再編」レヴァイアサン30号67頁、78頁(木鐸社、2002)は、1989年でも参議院自民党の派閥均衡による閣僚ポストの配分というルールが維持されていたと言う。これに対し、1994年の政権復帰後は、配分ポストが変動し易く、小淵派(橋本派)の優位が再び顕著になり、必ずしもそうではなくなったと言う。同論文83頁以下。
 76) 大山前掲註1) 書169頁。
 77) 宍戸前掲註1) 論文144頁同旨か。
 78) 福元健太郎「二院制の存在理由」レヴァイアサン30号90頁、95頁(木鐸社、2002)。野党委員長で審議された法案は、衆議院では11%、参議院では42%という差があるという。
 79) 同上96頁図2-1、図2-2参照。
 80) 参議院自民党が衆議院に従順であったのは、何らかの見返り(閣僚ポスト)があったことと、法案段階で参議院の意向を反映させていたからだという。大山前掲註1) 書159頁。
 81) これについては、「特集・89参院選」レヴァイアサン10号(木鐸社、1992)が詳しい。特に、水崎節文「一人区における自民党の完敗」同82頁参照。
 82) 福元前掲註78) 論文110頁同旨か。
 83) 小淵恵三政権は、衆議院では自民党が過半数を制している中で、1999に、自由党、続いて公明党を政権に加えた。大山前掲註1) 書166頁参照。
 84) 原田一明「憲法改正論議の中での両院制」議会政治研究82号8頁、10頁(2007)。
 85) 飯尾前掲註30) 書215頁。
 86) 横山源之助『日本の下層社会』(岩波書店、1985)。
 87) 三浦展『下流社会』124頁図4-2(光文社、2005)が示すように、男性の年収と既婚率の相関は極めて高い。
 88) 同上157頁以下。
 89) 同上178頁以下。
 90) 同上224頁以下。
 91) 同上257-258頁。
 92) 吉見前掲註4) 書220頁表6-1。
 93) 同上同頁。
 94) 斉藤環「ヤンキー社会の拡大映す」朝日新聞2012年12月27日朝刊17面。
 95) ローマ帝国で、皇帝がその地位を盤石にするために、ローマ市民らに剣闘士奴隷の決闘見物などの享楽に明け暮れさせていた状態が近づきつつあるのかもしれない。実際、郵政民営化を争点に、これに反対した前議員の多くに「刺客」が送られた2005年の衆議院議員総選挙では、これが顕著に見えた。
 96) 菅原前掲註11) 書199-201頁。
 97) 同上207-208頁。但し、2014年東京都知事選挙では、田母神俊雄候補は61万0865票を獲得した。これは、過去の赤尾敏候補の得票(1963年の2304票、1987年の21211票など)などと比べても、格段に多くの得票である。
 98) 西原博史「<国家を縛るルール>から<国民支配のための道具>へ?」現代思想32巻12号

- 64頁(2004).
- 99) 上脇博之『日本国憲法VS自民政改憲案』55頁(日本機関紙出版センター, 2013).
- 100) 枝野幸男「憲法改正のゆくえ」世界と議会515号15頁, 17頁(2007)は、絶対改憲と絶対改憲反対という「両極端な意見」は捨象しているが、「憲法は国民の皆様が、国会あるいは内閣に対して出している命令」だと、近代立憲主義の範囲内の発言をしている。
- 101) 櫻田前掲註13) 論文210頁。
- 102) 今井亮佑「参院選における『政策バランス投票』」レヴァイアサン52号64頁, 69頁図1(木鐸社, 2013)。2010年に自民党と民主党の間と自己を規定する回答者は16.31%に減少しているが、これは自民党と民主党の関係について別の解釈をしたり、答えなかったりした者が増えたためであろう。
- 103) 同上82頁。
- 104) 玉沢徳一郎元防衛庁長官は、「アメリカは日本の防衛力増強は主張しますが、9条の改正は支持してくれません。私も防衛庁長官になって初めてわかった」と述べている。斎藤貴男「改憲潮流2013(下)」世界848号70頁, 73頁(2013)より。また、「安保条約によって日本の軍事的な台頭を封じ込めるという考え方だな」とも述べる。同文献74頁。
- 105) スワローズファンならば、弱者に目を向け、IDよりしく理論的・分析的であって欲しいと願う。
- 106) 菅原前掲註11) 書109-114頁。
- 107) 蒲島郁夫=早野透「安倍首相は憲法に敗れた」世界770号68頁(2007)。
- 108) 法学部法(律)学科出身者ならば、このことはまず学習している筈であると思われる。
- 109) そればかりか、アジア、中東、中東の一部に広がっている。浅子和美ほか『高等学校新現代社会』57頁(帝国書院, 2013)。ここから後退することは、アジアの遅れた国どころかアジアで遅れた国に転落することである。君塚正臣「未完の『近代立憲主義』」『高等学校新現代社会教授資料』81頁(帝国書院, 2013)。
- 110) 君塚前掲註2) 文献160頁。
- 111) ところで、「3分の2」では、3分の1の反対派によって国の基本法が維持されるのでおかしという議論がある。しかし、国会の議席の3分の2を確保するには3分の2の得票率は必要ないことも忘れるべきではない。また、このような主張者が、たった10数名の私的諮問機関の報告書に従い、内閣法制局長官を交代させて憲法解釈を変更することは矛盾ではないのであろうか。山室信一「『崩壊』への危うい道」世界848号43頁, 50-51頁(2013)。
- 112) 憲法制定権力に最も近い国民に最高規範の改正の意思を問う以上、「過半数」とは総投票数の過半数であるべきである。国民投票法98条2項と126条が有効投票(賛成と反対の合計)の過半数としていることは疑問である。橋本公巨『日本国憲法』〔改訂版〕671-672頁(有斐閣, 1988)、杉原泰雄『憲法II』514頁(有斐閣, 1989)、樋口陽一『憲法I』378頁(青林書院, 1998)、青野篤「憲法改正のための国民投票法について」大分大学経済論集59巻4=5号229頁, 244頁(2008)など同旨。その他、同法の問題点につき、井口秀作「発議要件の緩和と『国民投票法』」奥平康弘=愛敬浩二=青井美帆編『改憲の何が問題か』151頁(岩波書店, 2013)参照。
- 113) 長谷部=柿崎前掲註6) 文献v頁[長谷部]。
- 114) 枝野前掲註100) 文献20頁も、「立憲民主主義における憲法とは、たまたま選挙の多数をとった政党が好き勝手してはいけませんよということ」だと述べる。
- 115) 君塚正臣「統治行為論再考」横浜法学33頁, 71頁注167(2013)。同「民主主義は幻想か?」『リンカーン』野田進=松井茂記『新・シネマで法学』掲載予定(有斐閣, 2014)も参照。
- 116) 上脇前掲註99) 書91頁。
- 117) 高見勝利「憲法改正規定(憲法96条)の『改正』について」奥平=愛敬=青井編前掲註112) 書79頁, 85頁。
- 118) 同上89頁。
- 119) 愛敬浩二=青井美帆「序 改憲の何が問題か」奥平=愛敬=青井編前掲註112) 書i頁, xiii頁。
- 120) 荻部直『物語岩波書店百年史3』241頁(岩波書店, 2013)は、19「90年代初頭の日本の『海外派兵』論議と、それともなって登場した『憲法見直し論』は、関心を国内の法規範に集中させることで、視野を主権国家の領域内に閉じこめ、無自覚のまま国家という単位を絶対視していたと言えるだろう」と記している。
- 121) 改憲論者として知られる小林節の「憲法改正という名に値しない憲法破壊」だという批判にそれは集約されていよう。水島朝穂=小林節「権力者の改憲論を警戒せよ」世界845号121頁(2013)[小林]。
- 122) 1994年のアメリカの学者の調査によると、調査32カ国中、憲法改正規定の硬度度では日本は9位だったそうである(1位はアメリカ, 2位はスイス)。高見前掲註117) 論文91-92頁。これに対して、百地章「憲法改正はなぜ実現しなかったのか」諸君! 35巻7号230頁, 233頁(2003)は、特にデータを示すことなく、欧米諸国の憲法改正のハードルが「日本国憲法ほど厳しいものは、あまり例をみない」と述べる。
- 123) 君塚正臣編『比較憲法』(ミネルヴァ書房, 2012)80-81頁(2012)[川又伸彦, 佐藤修一郎,

- 遠藤美奈] 参照。また、各国事情も含め、辻村みよ子『比較のなかの改憲論—日本国憲法の位置』(岩波書店, 2014) も参照。
- 124) 君塚編同上 82 頁 [國分典子] 参照。
- 125) 同上 82 頁 [松井直之] 参照。なお、ブラジル、ボリビアでも、一部改正のハードルは日本国憲法並みで、しかも国の形態や権力分立原理、人権規定の改正は、ブラジルでは不可能であり、ボリビアでは極めて困難である。山崎圭一「日本国憲法第 96 条について—ラテンアメリカの憲法をみながら」NPO かながわ総研研究と資料 178 号 1 頁, 2 頁以下 (2013) 参照。現行憲法が 1988 年に制定される前のブラジルでは、軍による国家緊急権の発動が度々なされていた。矢谷通朗編訳『ブラジル連邦共和国憲法 1988 年』30-34 頁 (アジア経済研究所, 1991) など参照。
- 126) 朝日新聞 2013 年 5 月 2 日朝刊 1 面によると、96 条改正に賛成は 38% で反対が 54% にも上った。
- 127) 長谷部 = 柿崎前掲註 6) 文献 iii 頁 [柿崎]。
- 128) 谷口ほか前掲註 58) 論文 225 頁。
- 129) 君塚前掲註 2) 文献 145 頁。
- 130) 同上 154 頁。
- 131) 同上 155 頁。
- 132) 蒲島郁夫 = スティーブン R. リード「選択の可能性と投票行動」レヴァイアサン 29 号 10 頁, 15 頁 (木鐸社, 2001)。
- 133) 藪田貫『武士の町大坂』1-10 頁 (中央公論新社, 2010) 参照。
- 134) 同上 10 頁以下。なお、大坂の成り立ちを考えると、商人や職人、僧侶などのほか、被差別民のことを外すことはできない。塚田孝『大坂の非人』(筑摩書房, 2013) など参照。
- 135) 江戸落語に尾州公 (徳川継友)、大岡越前、「赤井御門守」から無名の田舎侍まで多数の武士が登場するのに対し、上方落語で武士の登場するものは、「佐々木政談」などごく少数である。整列乗車が東京では早々に定着しながら、大阪ではそうでもないのは、このあたりの文化の違いを抜きには語れない。また、全般に、納豆、豚肉、緑茶の消費の多い東日本、酢、牛肉、コーヒーの消費の多い西日本という統計的傾向は明らかであり、ラーメンや雑煮の餅の形、「あまちゃん」の視聴率格差 (2013 年 4 月第 3 週の最高視聴率は、関東 22.0% に対して関西は 14.7% に過ぎなかった) に至るまで、「単一民族国家」だと言いたがる日本の地域的な違いは色濃いものがある。『日本列島大地図館』224 頁 (小学館, 1990) 参照。同書の市川正巳のまえがきの通り、地図で見るとこういったことは一目瞭然である。
- 136) 砂原前掲註 56) 書 13 頁。
- 137) 同上 26 頁。
- 138) 2013 年の推定人口によると、横浜市が 370.2 万人であるのに対し、大阪市は 286.4 万人である。なお、横浜市の面積は 437.38km² で人口密度は 8,460 人/km² であるのに対し、大阪市の面積は 223.00km² で人口密度は 12,030 人/km² である。
- 139) 砂原前掲註 56) 書 40 頁。
- 140) 町田光弘「大阪工業の地位低下と産業構造」産開研論集 23 号 1 頁, 3 頁 (2011)。
- 141) 以上のような長期低落の理由を、同上 8 頁は、産業構造要因よりも地域特殊要因に求めている。京浜工業地帯から工場が撤退している様は、武蔵小杉の工場跡地に高層マンションが次々建設されている様子に象徴的に現われている。
- 142) 北村亘『政令指定都市』186 頁。
- 143) 宮本憲一「都市格のある街をつくらう」世界 832 号 84 頁, 88 頁 (2012)。
- 144) 東京・横浜では信じられないことであるが、大阪では一大関心事である。1962 年と 64 年の優勝はあったが、巨人全盛期にぶつかり、78 年の最下位などを経て、1985 年に漸くぶりに優勝すると初の日本一にも輝いた。しかし、その後は 87 年, 88 年, 90 年, 91 年, 95 年, 96 年, 98 年, 99 年, 2000 年, 01 年と最下位となるなど、低迷期を迎えた。その後、2003 年, 05 年に優勝した。特に、日本シリーズやクライマックスシリーズなどのポストシーズンの短期決戦に弱い傾向がある。
- 145) 事情は、北村前掲註 142) 書 26 頁以下に詳しい。府県は、住民投票の範囲に関する憲法解釈を「府県民」とする巻き返しに成功し、1947 年 12 月の地方自治法改正で、このことが規定された。この結果、特別市制度は事実上凍結された。
- 146) 同上 69-73 頁参照。このことは、大阪市が「大都市の中の大都市」(同書 73 頁) であることをよく示している。
- 147) 同上 90-91 頁。2005 年の昼間人口比は東京 23 区が 1.35 であるのに対し、大阪市は 1.38 に達している。
- 148) 砂原前掲註 56) 書 133 頁。
- 149) 総務省ウェブページ (<http://www.soumu.go.jp/iken/kyuyo.html>) によると、「全地方公共団体を同一の基準で比較するため、国の職員数 (構成) を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国家公務員の俸給月額を 100 として計算した指数」である。数値が大きければ、給与が高いことになる。
- 150) 大阪府ウェブページ (<http://www.pref.osaka.jp/shichoson/jichi/jichimado25-2-5.html>) による。
- 151) 松谷満「誰が橋下を支持しているのか」世

- 界 832 号 103 頁, 108 頁 (2012) は, 公務員不信は有権者に合意された共通の前提となったと言う。そしてそれは、「ジェラシーの政治」だと言う。同論文 110 頁。
- 152) 平成 6 年 1 月 27 日民集 48 卷 1 号 53 頁。
 153) 平成 6 年 2 月 8 日民集 48 卷 2 号 255 頁。
 154) 森裕之「維新の会は大阪をどう改造しているか」世界 832 号 94 頁, 95 頁図 1 (2012) 参照。
 155) 砂原前掲註 56) 書 133-135 頁。
 156) 同上 135-142 頁参照。
 157) 松谷前掲註 151) 論文 107 頁。想田和弘「言葉が『支配』するもの」同 130 頁, 134-136 頁は、橋下徹は「ある一定のリアリティを持って人々の心に響くよう、「人々の『感情を統治』」しており、支持者には論理破綻は大した問題でなくなっていた、と言う。
 158) 砂原前掲註 56) 書 142-156 頁参照。
 159) 北村前掲註 142) 書 216 頁。
 160) 松谷前掲註 151) 論文 106 頁。
 161) 砂原前掲註 56) 書 169 頁。
 162) 善教将大=石橋章市朗=坂本治也「大阪ダブル選挙の分析」関西大学法学論集 62 卷 3 号 247 頁, 255 頁 (2012)。
 163) 同上 266 頁。
 164) 同上 284 頁。
 165) 同上 294 頁。
 166) 同上 319 頁。
 167) 同上 321 頁以下。この経済情勢で「主婦」でいられる層は、経済的強者である。
 168) 昭和 38 年 3 月 27 日刑集 17 卷 2 号 121 頁。
 169) 長谷部=柿崎前掲註 6) 文献 71 頁 [長谷部]。
 170) 荏原郡, 豊多摩郡, 北豊島郡, 南足立郡, 南葛飾郡の各全域の 82 町村を編入した。また, 1936 年には北多摩郡砧村・千歳村を編入し, 現在の都区部の範囲が東京市となった。
 171) 厳密に言えば, 現在の隅田川から東の地域 (葛飾郡) は, 寛永年間 (1640 年頃) までは下総国である。よい証拠に, ここに架かる橋に「两国橋」がある。このため, 「葛飾」を名乗る地名は, 幾つもの都県に股がって存在する。
 172) 朝日新聞 2013 年 10 月 13 日朝刊 4 面によると, 維新の支持率は 1% となった。2012 年 12 月の 9% を頂点に下がっている。
 173) 中野潤「公明党の憂鬱」世界 846 号 98 頁 (2013)。
 174) 山口二郎「挫折した民主党というプロジェクト」世界 847 号 41 頁 (2013)。
 175) 同上 45 頁同旨。
 176) 朝日新聞 2013 年 4 月 13 日朝刊 4 面。
 177) 朝日新聞 2013 年 6 月 26 日朝刊 3 面。
 178) 朝日新聞 2013 年 9 月 30 日朝刊 3 面。
 179) 白鳥前掲註 23) 論文 7 頁。
 180) 国分前掲註 44) 論文 145 頁。
 181) 朝日新聞 2013 年 7 月 10 日朝刊 4 面。山口は, 2013 年末の安倍の靖国参拝について, 「賛同しない」と電話で反対したようだ。同 12 月 26 日夕刊 2 面。
 182) 中野前掲註 173) 論文 99 頁。
 183) 長谷部=柿崎前掲註 6) 文献 iv 頁 [柿崎]。
 184) 森前掲註 19) 論文 87 頁。
 185) 中野前掲註 173) 論文 107 頁。
 186) マイケル・レイヴァー=加藤淳子 (林光訳) 「政権の形成と政党交渉力決定構造」レヴァイアサン 29 号 91 頁, 109 頁 (木鐸社, 2001)。
 187) 山口前掲註 174) 論文 44-45 頁。
 188) 谷口ほか前掲註 58) 論文 228 頁。
 189) 櫻田前掲註 13) 論文 215 頁。
 190) 朝日新聞 2013 年 10 月 12 日朝刊 4 面。
 191) これは, 勿論, 石川真澄『新版戦後政治史』(岩波書店, 2004) の「亥年現象」のもじりである。3 年 (参議院議員選挙) と 4 年 (地方議会選挙) の最小公倍数は 12 年であり, 干支は 12 年で一巡する。亥年には, 地方政治家は 4 月の統一地方選に全力を尽くし, その後は自分の選挙は当分やってこないのので, 夏の参議院通常選挙に力が入らず, 投票率が下がり, 自民党が苦戦を強いられ易いという説明である。
 192) 藤井正希「憲法改正の必要性を考える」法学館憲法研究所報 9 号 43 頁, 55 頁 (2013) 同旨。
 193) 私見であるが, 憲法裁判所の設置も不要であると思われる。君塚正臣「付随的違憲審査制の活性化に向けて」関西大学法学論集 52 卷 6 号 81 頁 (2003), 同「司法審査基準—二重の基準論の重要性」公法研究 71 号 88 頁 (2009), 同「二重の基準論とは異質な憲法訴訟理論は成立するか」横浜国際経済法学 18 卷 1 号 17 頁 (2009) など参照。ただ, 内閣法制局を憲法院に改組することは検討してよいかもしれない。内閣法制局の制度的・運用上の問題点につき, 牧原出「内閣法制局の憲法解釈」季刊行政管理研究 143 号 1 頁 (2013) 参照。
 194) 佐藤幸治「『憲法』および『立憲主義』について」學士會会報 904 号 8 頁, 13 頁 (2014) 同旨。

付記

本稿では, 全て敬称は略させて頂いた。執筆途中, 11 月 3 日に, 世田谷美術館で開催中の「アンリ・ルソーから始まる素朴派とアウトサイダーズの世界」展を見てきた。中でも, 久永強のシベリア抑留をテーマとする一連の絵画に心を打たれた。

[きみづか まさおみ 横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授]

